

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 103 号	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 104 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	2
議案第 105 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について……………	3

議案第103号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年11月29日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第 104 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 ただし書中「100分の 130」を「100分の 115」に、「100分の 167.5」を「100分の 157.5」に改める。

第 2 条 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条 ただし書中「100分の 115」を「100分の 122.5」に、「100分の 157.5」を「100分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第 105 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について
盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市職員給与支給条例(昭和 24 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 33 条の 4 第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 115」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 115」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 62.5」に改める。

第 2 条 盛岡市職員給与支給条例の一部を次のように改正する。

第 33 条の 4 第 2 項中「100 分の 115」を「100 分の 122.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 115」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 67.5」に改める。

(盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 19 年条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項の表中「100 分の 130」を「100 分の 115」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 157.5」に改める。

第 4 条 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項の表中「100 分の 115」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

(盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 5 条 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 122.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに県の状況等を勘案し、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。